「道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務」企画提案指示書（案）

１　委託する業務名

道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務

２　業務の目的

　　　道産食品輸出額目標水準1,500億円の達成に向けた「北海道食の輸出拡大戦略＜第Ⅱ期＞」に定める基本戦略にのっとり、輸出に取り組む人材の育成と海外販路の拡大を図るため、道産食品の海外市場での販売に意欲的な道内企業を支援する企画の提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

　　　なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取り扱いについては、本企画提案書第９を参

照のこと。

３　実施方法

　　　総合評価一般競争入札方式

４　委託期間（予定）

　　　委託契約日から令和５年（２０２３年）３月１０日（金）まで

５　業務概要

（１）実施概要

　　　道産食品輸出額目標水準1,500億円の達成に向けて、本事業を通して、道内食関連企業の輸出担当者の育成及び海外企業との成約を目指すため、新たに輸出事業を行う道内企業の各種支援を行うため、セミナーの開催や、輸出に関するアドバイザーの設置、現地商談会の開催、バイヤー等の購買担当者の道内招へいを行う。

（２）支援対象事業者

　　・新たに輸出事業を行う道内食関連事業者

・既に輸出を行っているが、新たな分野や販売先への拡販に関心を持つ道内食関連事業者

（３）目標水準

・香港及び台湾での現地商談会による成約輸出額：年55,000千円

・現地商談会参加企業数：15社以上

６　実施項目

（１）対象事業者の選定

（２）輸出に関する人材育成を目的としたセミナーの開催

（３）輸出に関するアドバイザーの配置及び道内企業の支援

（４）現地購買担当者との商談会の開催

（５）道内企業と取引の可能性が高い購買担当者の招へい

（６）事業成果報告会の開催

（７）進捗状況の報告

（８）実績報告書の作成及び提出

７　実施内容

（１）対象事業者の選定について

　　　選定（支援）を行う企業は１５社程度とする。

　　　また、道産食品輸出拡大のため、募集にあたっては特定の業種及び分野に偏らないよう配慮する

こと。

　　加えて、既に輸出を行っている道内企業を選定した場合は、新たな販売先及び分野への参入を促し、

その企業の事業拡大に繋がる支援を行うこと。

（２）輸出に関する人材育成を目的としたセミナーの開催について

海外市場の動向や貿易事務に関する専門知識、海外輸出時のリスクなど、道内企業が輸出に取り組む

ために必要となる知識や技能を習得するためのセミナー等の研修を企画し、実施する。

この研修の内容は、以下を考慮し実施する。

・セミナー等の研修は年間に事業報告会を含めて13回以上の開催計画とする。

・開催計画には、以下をすべて含むこと。

①これから輸出に取り組む事業者の啓発を目的とするセミナー

②道内事業者が輸出に関する知識や技能を段階的に習得することを目指すセミナー

③商談の実践研修（国内の展示会又は商談会などの場において、事業者が海外バイヤーとの商談を

実際に経験できる研修。開催地は道内外を問わない。）

なお、セミナーは、（１）で選定した企業を対象とするが、道内の輸出を行う食品関連企業に

必要な内容である場合は、選定企業以外にも、参加が可能とする。

（３）輸出に関するアドバイザーの配置及び道内企業の支援

　　　輸出に関する専門知識を有するアドバイザーを国内に配置し、委託期間中、選定した企業からの

相談等に対応することに加え、上記の研修や商談会の参加者を始めとする道内事業者に対して、輸出相談、海外向けの販促資料の作り込み、商談補助、輸出手続に関する支援などを行う。

（４）現地購買担当者との商談会の開催

　　　香港・台湾の両地域を対象として、現地の購買担当者（バイヤー）との商談会を各地域１回以上実施する。

　　　また、本商談会は、５（３）で掲げた目標水準達成のため、道内企業とのマッチングの前にオンライン面談等で事前にニーズをヒアリングする等して、商談会における成約の確率を高める工夫を行うこと。

（５）道内企業と取引の可能性が高い購買担当者の招へいについて

　　　対象地域（香港・台湾）の道内企業と取引の可能性が高い購買担当者を道内に招聘し、生産現場の

視察及び個別商談の場を設定する。

（６）事業成果報告会の開催について

　　　道内において、道内食関連企業等を対象として、本事業の成果や道産食品の輸出のノウハウを提

供する事業報告会を実施する。

　　　なお、報告内容は、結果や成功体験だけでなく、そのプロセスや課題等を含んだ内容とすること。

（７）進捗状況等の報告

　　　定期的に（月１回程度）事業の進捗状況等について報告する。また、その内容は書面等にて記録に

残すこととする。

（８）報告書の作成

　　　上記（１）から（７）の実施結果について、以下の項目を含む報告書を作成する。

　　・当該事業による各地域別の輸出実績及び現状と課題

　　・アドバイザーの活動状況（支援内容、支援による商談成立状況及び成立金額を含む）

・事業として実施した個別の催事に関する実施報告（実施日時、会場、当日の実施内容、参加企業名、

商談を目的とした催事の場合には、各企業の商談成立状況及び成約金額、参加バイヤーの詳細情報

等を含む）

　　・商談会参加企業への対応実績（アフターフォロー等）

　　・当該事業実施後の輸出に係る課題と対応策及び今後の展開方向

　　・実績結果に加え、そのプロセスや顕在化した課題等も含んだ内容とすること

８　成果品等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 提出時期 | 備　考 |
| （１）選定企業概要書 | 契約締結後から４か月以内 | データ一式  （メール可） |
| （２）セミナー開催結果報告書 | セミナー開催から２か月以内 |
| （３）アドバイザー支援結果報告書 | 支援実施から１か月以内 |
| （４）商談会開催結果報告書 | 商談会実施から２か月以内 |
| （５）招へい結果報告書 | 招へい実施から２か月以内 |
| （６）事業成果報告会報告書 | 報告会実施から１か月以内 |
| （７）進捗状況報告書 | 進捗状況報告から１か月以内 |
| （８）実績報告書 | 全体の業務終了後即 | データ一式（CD―R）  紙媒体３部 |

　　本企画提案指示書第７（１）から（８）の業務の実施に基づき、提出する資料や部数、提出方法については次のとおりとする。提出時期は、概ね次に指定する時期とするが、詳細については契約締結後、発注者と協議を行うものとする。

９　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取り扱い

（１）企画提案書の作成

　　　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、(感染症の感染拡大)という。）に伴い、海外渡航

　　　の制限や、国内の緊急事態宣言等に伴う移動自粛等の制限（以下、「制限等」という。）により、

業務の実施に影響が出る場合が想定されることから、あらかじめ、実施が困難である、または実施

できない場合を想定するものとし、本企画提案指示書に基づく業務の提案に合わせ、代替案の提案

も行うこと。

（２）業務の実施について

　　　　契約締結後、感染症の感染拡大に伴う制限等により、業務の実施が困難である、または実施でき

　　　なくなった場合については、発注者に協議を行うとともに、業務内容の変更、または業務の中止と

なった場合は、業務の内容に応じた契約変更を行う場合がある。

１０　再委託の禁止

（１）次のような場合は、再委託を認めない。

　　ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

　　イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

　　ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち

　　　 １件以上の業務を全部再委託する場合

（２）委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の

要件を満たす場合は、再委託を承諾することができることとする。

　　　　この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委

託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出させること。

　　　　なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出させること。

　　ア　再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済

　　　　的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

　　イ　再委託することに合理的な理由があるとき。

　　ウ　再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

１１　参加資格要件

　　 次のいずれにも該当すること。

（１）法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合

　体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

（２）法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

　ア　道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者でないこと。

ウ　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

　 エ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ　次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

　　（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

　（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

　 （ウ）消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　 （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　 （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク　コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加

　　　する者でないこと。

（３）コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア　コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ　北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後５年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

１２　審査基準

　　審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

（１）実施体制・業務遂行能力

　　ア　業務内容について、的確に執行でき、指示書及び提案の内容が確実に実施できる体制を有

しているか

　　イ　業務実施に向けた専門的知識やノウハウ、香港・台湾のパートナーやネットワークを有して

いるか

　　ウ　食品関連事業者（製造事業者・物流事業者・貿易商社等含）との受託（協業）実績のほか、

輸出促進に向けた創意・工夫を行ったなどの実績があるか

（２）業務遂行方法の妥当性

　　ア　事業実施のスケジュール、経費の積算内容が妥当なものとなっているか

（３）企画提案の目的適合性

　　ア　対象事業者の選定にあたり、指示書に基づく目的・選定方法となっているか

　　イ　セミナーの開催にあたり、指示書に基づく内容、実施方法についてポイントを的確に捉えた

実施方法となっているか

　　ウ　アドバイザーの配置にあたり、指示書に基づき、必要な人員の配置や支援に必要な知見を

要する人員体制となっているかまた、海外企業との連絡調整にあたっての進め方が的確である

か。また留意すべき点をしっかりと把握しているか

　　エ　商談会等の実施にあたり、企画・調整、開催準備、商談会の実施内容等について、ビジネス

マッチングに向けた効果的な手法がとられているか

　　オ　購買担当者の招へいにあたり、企画・調整、マッチング先選定、効率的な行程および全体の実施

内容等について、成約に向けた効果的な手法がとられているか

　　カ　事業成果報告会の実施について、企画・調整、進行方法、道内食関連事業者への輸出拡大に資す

　　　　る内容など、創意・工夫がなされているか

　　キ　実績報告書はわかりやすくまとめられ、今後に向けた検証や分析などが可能なものとなって

いるか

　　ク　新型コロナウイルス感染症の拡大により、業務の実施が困難である、または、実施できない場合

　　　　の代替案が効果的な提案となっているか

１３　参加資格の要件

　 　次のいずれにも該当すること。

（１）法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連

合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

（２）法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

　 ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により、競争入札への参加を排除されている者で

ないこと。

　 エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ　次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

　　（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

　（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

　 （ウ）消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　 （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　 （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

ク　コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザル　に参加する者でないこと。

（３）コンソーシアムにおいては、（２）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア　コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ　北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後５年間、会計帳簿等の関係

書類の保存について責任の所在が明確であること。

１３　参加表明書等の提出

　　本入札への参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

（１）提出書類　参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）

（２）様　　式　別添様式による。

（３）提出部数　１部

（４）提出期限　令和４年（２０２２年）５月２７日（金）　17時（必着）

（５）提出場所　１５の（４）のとおり

（６）提出方法　持参又は郵送（簡易書留または書留）による。

　　　　　　　　持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の９時から17時までとする。

１４　企画提案書等の提出

　　参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

（１）提出書類　企画提案書及び付属資料

（２）様　　式　企画提案書は、別添様式による。付属資料はＡ４サイズとし、任意様式とする。

（３）提出部数　企画提案書及び付属資料とも９部

　　　　　　　　※１部は、提案者名を記載したもの。残りの８部は提案者名を記載しないもの。

　　　　　　　　　企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。

（４）提出期限　令和４年（2022年）６月１日（水）　17時（必着）

（５）提出場所　1５の（４）のとおり

（６）提出方法　持参又は郵送（簡易書留または書留）による。

持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の９時から17時までとする。

１５　その他

（１）入札手続きにおいて使用する言語、通貨

　　　日本語、日本円

（２）無効となる提出書類

　　　企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

　　・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

　　・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

　　・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

　　・虚偽の内容が記載されているもの。

（３）その他

ア　全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

　　イ　提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。

　　　　なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日ま

で閲覧に供する場合がある。

　　ウ　提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

　　エ　提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

　　オ　全ての提出書類は返却しない。

　　カ　本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

（４）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

　　　〒０６０－８５８８

　　　札幌市中央区北３条西６丁目（北海道庁本庁舎９階）

　　　北海道経済部食関連産業局食産業振興課輸出振興係（担当：宮内）

　　　電話　　　　　０１１－２０４－５３１２

　　　ファクシミリ　０１１－２３２－８８６０